



熊本市節目年齢歯科健診

実施マニュアル

【熊本市歯科医師会用】

熊本市健康づくり推進課
(熊本市口腔保健支援センター)

目 次

1 節目年齢歯科健診の概要	2
(1) 目的	
(2) 対象者	
(3) 実施方法	
(4) 実施内容	
2 事業全体の流れ	3
3 節目年齢歯科健診の実施方法	4
(1) 問診	
(2) 口腔内検査	
(3) 結果判定	
4 節目年齢歯科健診票の記載方法	12
(1) 現在歯・喪失歯等の状況	
(2) 歯肉の状況	
(3) その他	
5 結果説明と指導	13
(1) 説明・指導の場の設定	
(2) 結果の説明	
(3) 判定区分に基づく指導	
(4) 市の連絡事項に基づく指導	
(5) 歯科医療機関名について	
(6) 歯科治療への移行について	
6 節目年齢歯科健診票について	18
7 問い合わせ先	19
8 節目年齢歯科健診健診票と結果票の見本	20
9 参考資料(介護保険料決定通知書等の見本)	22

1 節目年齢歯科健診の概要

(1) 目的

歯周病等の口腔疾患の早期発見のみならず、健診の実施により自己管理能力を向上させ、定期歯科健診受診などの実践へ結びつけることにより豊かな高齢期を迎えることを目的に実施する。

(2) 対象者

熊本市に居住（受診の当日に熊本市に住民登録がある）しており、年度内に 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳になる方

(3) 実施方法

業務委託により医療機関で節目年齢歯科健診を実施する。

(4) 実施内容

①実施期間

4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日

②実施項目

- ・問診
- ・口腔内検査
現在歯・喪失歯等の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態、
その他の所見（楔状欠損、歯列、咬合、顎関節、口腔粘膜等）
- ・口腔衛生指導
- ・結果の判定・説明

③受診者の自己負担金

4 0 0 円（ただし、生活保護世帯、非課税世帯は無料）

※以下の証明書のいずれかを確認する

○生活保護受給世帯

- ・生活保護適用証明書(最新年度分)
- ・生活保護緊急時医療依頼証(最新年度分)

○市民税非課税世帯

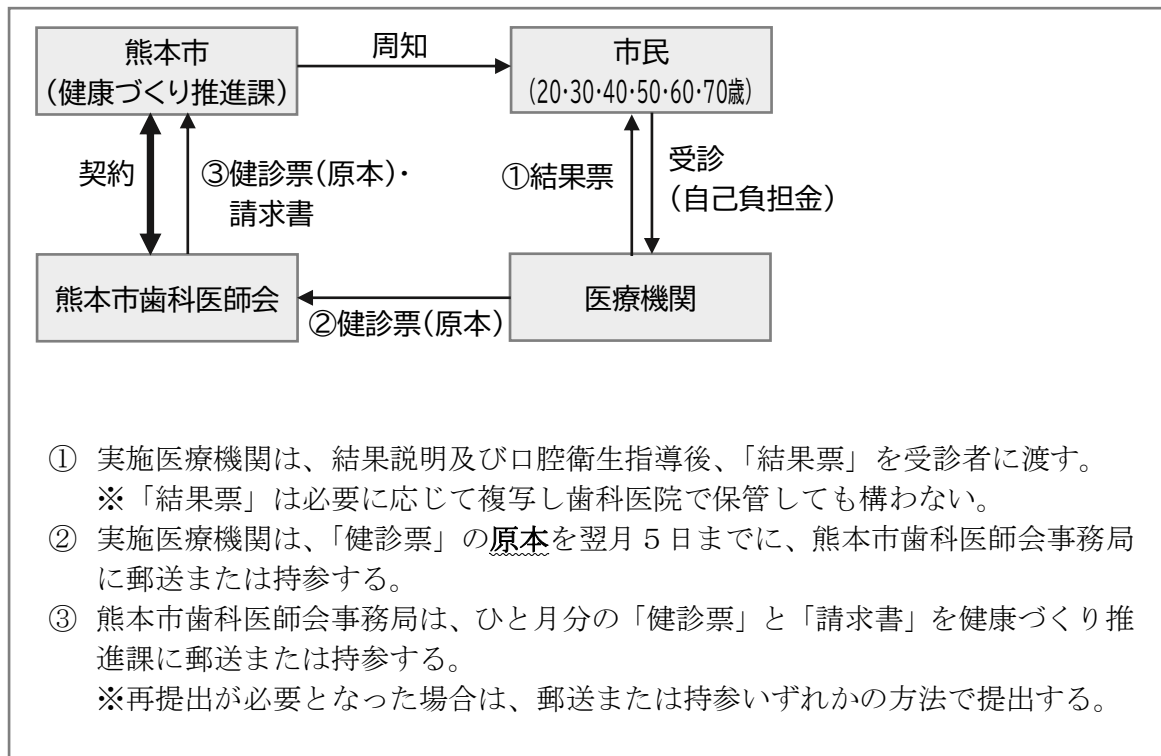
- ・市県民税(所得・課税)証明書世帯分(当該年度に発行できる最新年度分)
- ・主たる生計者の市県民税（所得・課税）証明書個人分（当該年度に発行できる最新年度分）
- ・介護保険料決定通知書（当該年度に発行された最新年度分）

※巻末見本①-1、①-2、②、③、④はいずれも介護保険料決定通知

- ・その他公的機関が発行する市民税非課税世帯であることを証明する書類

2 事業全体の流れ

【熊本市歯科医師会に所属している医療機関】



3 節目年齢歯科健診の実施方法

(1) 問診

次の項目について、受診者の訴えや日常の歯・口腔の健康に関連する生活習慣等を把握し、健診結果とともに口腔衛生指導等の参考とする。

1. 歯みがきは1日に何回しますか ☐ 0回 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回以上	6. たばこを吸ったことがありますか ☐ 吸っている 歳から 本/日 ☐ 昔吸っていた 歳まで 年間 ☐ 吸ったことがない
2. 歯間ブラシまたはフロスを使っていますか ☐ 毎日 ☐ 週1回以上 ☐ 月1～3回 ☐ 使っていない	7. 全身の状態であてはまるものはどれですか ☐ 糖尿病 ☐ 関節リウマチ ☐ 内臓型肥満 ☐ 狭心症・心筋梗塞・脳梗塞 ☐ 妊娠 ☐ 高血圧 ☐ その他
3. 過去1年間に歯科健診（検診）を受けましたか ☐ はい ☐ いいえ	8. 自分の歯や口について気になることはありますか ()
4. 食事は噛めていますか ☐ 何でも噛める ☐ 噛めないものがある ☐ 噛めない	
5. お茶や汁物等でむせることがありますか ☐ はい ☐ いいえ	

- 1 歯みがきは1日何回しますか
☐ 0回 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回以上
- 2 歯間ブラシまたはフロスを使っていますか
☐ 毎日 ☐ 週1回以上 ☐ 月1～3回 ☐ 使っていない

問診1、2について

プラークの付着している歯間部は、歯周病の好発部位であり、歯間部清掃補助道具を正しく使用しないと清潔に保つことができないため、歯間部清掃補助道具を用いた受診者への口腔衛生指導は必要である。

日常の歯・口腔の健康に関連する生活習慣を質問することにより、受診者の歯科保健に関する知識や意識の把握に努め、指導をどのレベルから始めるのかの目安とする。

したがって、歯間部清掃補助道具を使用していると答えても、正しく使用しているかを確認して十分な効果が期待できるように指導を行う。

その他、1回あたりの歯みがきの所要時間などについても質問し、指導の際の具体的な助言に活用することが望ましい。

- 3 過去1年間に歯科健診（検診）を受診しましたか
☐ はい ☐ いいえ

多くの受診者は、かかりつけ歯科医を「むし歯や歯周病で歯が痛くなった時だけ行く『行きつけの歯科医』の意味に捉えていることが多い。しかし歯科保健の立場では、「かかりつけ歯科医」とは「定期歯科健診」と「歯石除去」を行うなど、治療だけでなく、予防から継続管理まで対応する歯科医を意味している。

歯周病予防には、かかりつけ歯科医が受診者をサポートする中心的な役割を担い、歯科健診や歯石除去・歯面清掃についての定期的な受診は、歯・口腔の健康状態を保つ視点から「健康日本21（第二次）」でも目標として掲げられており、具体的に把握しておくことが必要である。

4 食事は噛めていますか

☐なんでも噛める ☐噛めないものがある ☐噛めない

5 お茶や汁物等でむせることがありますか

☐はい ☐いいえ

問診4、5について（自治体独自の問診）

オーラルフレイルについての問診

日常生活における口のささいなトラブル（滑舌低下、食べこぼし、噛めない食品の増加、むせ等）を放置すると、口の機能低下が生じ食べる機能の低下につながる。そのため、中年期から滑舌低下、食べこぼし、噛めない食品の増加、むせ等の口のささいなトラブル連鎖から始まるオーラルフレイル及び口腔機能低下症の予防が必要である。

※オーラルフレイルとは、「口の機能の虚弱」という概念であり、口に関する「ささいな衰え」を放置又は適切な処置がなされないことにより、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の機能低下までつながる負の連鎖に対して警鐘を鳴らした概念である。

※口腔機能低下症とは、いくつかの口腔機能の低下による複合要因によって現れる病態であるが、適切な管理と動機づけを行うことで、口腔機能低下を予防し、口腔機能を維持することが可能になる。

6 たばこを吸ったことがありますか

☐現在吸っている _____歳から 1日_____本
☐昔吸っていた _____歳までの_____年間
☐吸ったことがない

喫煙者の口腔内では全顎的に歯肉の着色がみられる。さらに、口蓋側の歯肉は乾燥気味に肥厚していることが多い。

喫煙は口腔がんの危険因子になるだけでなく、歯周組織の修復機能を妨げたり、細菌の病原性を強化したりと、歯周病の悪化につながる大きな要因となることが示されていることから、把握する必要がある。

7 全身の状態であてはまるものはどれですか（複数回答可）

- ☐糖尿病
 ☐関節リウマチ
 ☐内臓型肥満
☐狭心症・心筋梗塞・脳梗塞内臓
 ☐妊娠
☐高血圧
 ☐その他（ ）

歯周病を含めた口腔病変を診査する際に、全身状態を問診することは大変重要である。また、表1に示すように歯周病は基礎疾患、動脈硬化に伴う狭心症・心筋梗塞・脳梗塞や生活習慣や関節リウマチ、内臓型肥満、妊娠との関連が解明されつつあることから、全身の状態や生活習慣についても聴取し、健診後の口腔衛生指導、医療機関への受診勧奨に繋げる必要がある。

表1 歯周病と基礎疾患及び妊娠、生活習慣との関係性について

基礎疾患、生活習慣等	歯周病との関係性
喫煙	口腔がんの危険因子になるだけではなく、歯周組織の修復機能を妨げたり、細菌の病原性を強化したりと歯周病の悪化等につながると報告されている。
糖尿病	糖尿病による免疫系機能や末梢血管循環の障害のため、糖尿病の人は、歯周病が悪化しやすい。また、歯周病と糖尿病が双方向に関係している可能性も示唆されている。
関節リウマチ	関節リウマチと歯周炎の病因・病態で、共通しているものが多くあり、関係性が示唆されている。
動脈硬化を伴う狭心症・心筋梗塞・脳梗塞	動脈硬化の病変部位から歯周病原細菌が検出されたため、歯周病原細菌が関係している可能性が示唆されている。
内臓型肥満	内臓型肥満等による脂肪組織からの生理活性物質の産生異常が、歯周病の誘因となる可能性が示唆されている。
妊娠	歯周病は早期・低体重児出産のリスクファクターとなりえる可能性が示唆されている。
高血圧	高血圧治療剤であるカルシウム拮抗剤の服用が、歯肉増殖の誘因となる場合がある。

8 自分の歯や口の状態について気になることをご記入ください

自覚症状等

歯・口腔に関する自覚症状等の有無を質問し、受診者が日常感じている苦痛や困りごとの内容についても把握する。

(2) 口腔内検査

○次の項目について、歯科医師がスポット照明下でデンタルミラー、WHOプローブ等を用いて行う。検査結果は、以下の表に示す数字を用いて節目年齢歯科健診票に記入する。

現在歯・喪失歯の状況																医療機関の方へ：下枠内の数字で記入してください															
右								左																							
8 7 6 5 4 3 2 1								1 2 3 4 5 6 7 8																							
□ □ □ □ □ □ □ □								□ □ □ □ □ □ □ □								□ □ □ □ □ □ □ □															
□ □ □ □ □ □ □ □								□ □ □ □ □ □ □ □								□ □ □ □ □ □ □ □															
0. 健全歯数				1. 処置歯数				2. 未処置歯数				現在歯数				3. 欠損補綴歯数				4. 要補綴歯数				5. 補綴不要欠損歯数							

口腔清掃状態 (CPI対象歯)																歯肉の状況 (CPI対象歯)															
☐ 良好 (歯垢がほとんど認められない)								☐ 普通								7または6 1 6または7															
☐ 不良 (1歯以上の歯肉縁部に歯面の1/3を超えて歯垢が認められる)																歯肉出血 (BOP)															
																☐ ☐ ☐															
歯石の付着 (CPI対象歯)																歯周ポケット (PD)															
☐ なし ☐ 軽度 (点状) あり ☐ 中等度 (帯状以上) あり																☐ ☐ ☐															
その他の所見																歯肉出血 (BOP)															
☐ 楔状欠損 ☐ 歯列咬合不正 ☐ 顎関節 ☐ 義歯不適合																☐ ☐ ☐															
☐ 粘膜 ☐ その他 ()																歯周ポケット (PD)															
☐ 未処置根面う蝕あり																☐ ☐ ☐															
判定																最大値															
☐ 異常なし ☐ 要指導 ☐ 要精密検査																歯肉出血 歯周ポケット															
																☐ ☐															

① 現在歯の状況

- ・現在歯とは、歯の全部または一部が口腔内に現れているものをいう。
健全歯、未処置歯、処置歯に分類する。
- ・過剰歯は含めないこととし、癒合歯は1歯として取り扱い、その場合の歯種名は上位歯種名をもってこれにあてる。

〔記載例〕 | 1 2 癒合歯 (健全歯の場合) : | 1 「0」、| 2 「5」

ア. 健全歯

- ・健全歯とは、う蝕あるいは歯科的処置が認められないものをいう。
- ・咬耗、摩耗、着色、斑状歯、外傷、酸蝕症、発育不全、歯周炎、形態異常、エナメル質形成不全等の歯であっても、それらにう蝕病変の認められないものは健全歯とする。

イ. 未処置歯

- ・未処置歯とは、小窩裂溝・平滑面において明らかなう窩、エナメル質下の脱灰・浸蝕、軟化底・軟化壁が確認できるう蝕病変を有するものをいう。
- ・診査者によって判断が異なる程度の初期変化で、治療の必要性が認められない場合は健全歯とする。
- ・C4の残根は、未処置歯とする。

ウ. 処置歯

- ・処置歯とは、歯の一部または全部に充填、クラウン等を施しているものをいう。
- ・歯周炎の固定装置、矯正装置、矯正後の保定装置、保隙装置および骨折副木装置は含まない。
- ・治療が完了していない歯、二次う蝕や他の歯面で未処置う蝕が認められた処置歯は未処置歯として扱う。
- ・予防填塞（フィッシャー・シーラント）の施してある歯については、可能な限り問診して、う蝕のない歯に填塞したものは健全歯とするが、明らかにう蝕のあった歯に填塞を施したものは処置歯とする。
- ・根面板等（金属又はレジン）を施してある歯は、処置歯とする。ただし残根削合のみは未処置歯とする。

② 喪失歯等の状況

- ・喪失歯とは、抜去または脱落により喪失した歯をいう。
要補綴歯、欠損補綴歯、補綴不要欠損歯に分類する。

ア. 要補綴歯

- ・喪失歯のうち、義歯等による欠損補綴処置が必要と判断できるものを要補綴歯とする。

イ. 欠損補綴歯

- ・喪失歯のうち、義歯、ブリッジ、インプラント等による補綴処置が施されているものを欠損補綴歯とする。ただし、一部破損している、あるいは欠損部の状況と著しく異なる義歯は装着していないものとする。

【記載例】

⑤ 6 7 Br. : ⑤ 「1」、⑥ 「3」、⑦ 「1」

⑤ 6 6 7 Br. (⑥ 分割抜歯) : ⑤ 「1」、⑥ 「1」、⑦ 「1」

⑤ 6 7 部分床義歯 (⑤ 残根、⑦ 根面板) : ⑤ 「2」、⑥ 「3」、⑦ 「1」

⑥ 7 部インプラント : ⑥ 「3」、⑦ 「3」

ウ. 補綴不要欠損歯

- ・先天的欠如または何らかの理由で歯を喪失したことが明らかであっても、歯列等の関係から補綴処置の必要性が認められないものを補綴不要欠損歯とする。

③ 歯周組織の状況

- WHO プローブ（図 1）を用い、CPI（community periodontal index、地域歯周疾患指数）を測定する。なお、WHO から新たに示された改定法に準拠して測定を行うが、集団検診等の特性等を勘案し、対象歯は改定 CPI 法で提示された全歯ではなく、以下に記載する特定歯とする。

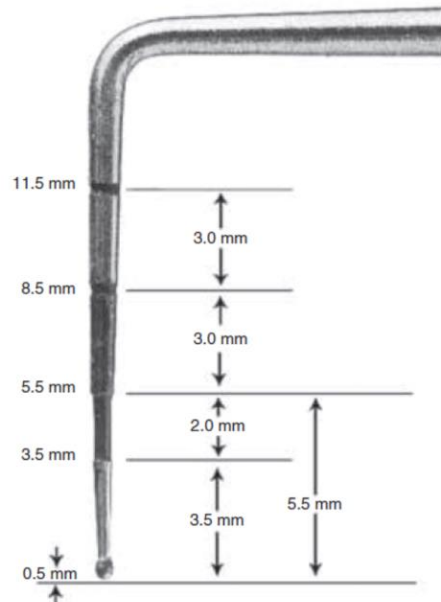


図 1 WHO プローブ

ア. 対象歯

- 口腔を 6 分画（17～14、13～23、24～27、47～44、43～33、34～37）し、下記の歯を各分画の代表歯とする。

17	16	11	26	27
47	46	31	36	37

- 前歯部の対象歯（11 あるいは 31）が欠損している場合は、反対側同名歯（21 あるいは 41）を検査対象とする。両側とも欠損している場合、あるいは臼歯部で分画内の 2 歯とも対象歯が欠損している場合には、検査対象外として「×」を該当する代表歯の欄に記入する。

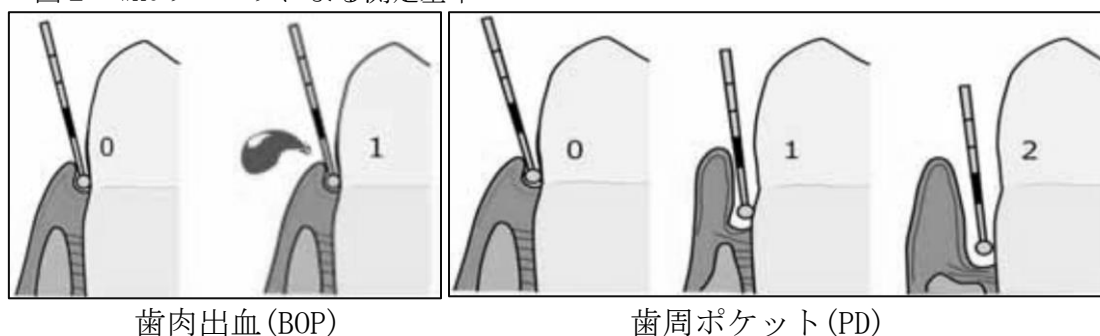
イ. 検査方法

- 上顎は頬唇側面、下顎は舌側面について以下の基準（表 2、図 2）で検査し、最高コード値を記入する。臼歯部では分画内の 2 歯のうち、「歯肉出血」では 0 あるいは 1、「歯周ポケット」では 0～2 の高いほうの点数を最大コード値とする。
- 代表歯のうちの最高コード値を個人の代表値（個人コード）とする。
- プロービングは、WHO プローブ先端の球を歯の表面に沿って滑らせる程度の軽い力(20g)で操作し、遠心の接触点直下から、やさしく上下に動かしながら近心接触点直下まで移動させる。

表2 CPI の判定基準

	コード	所見	判定基準
歯肉出血 (BOP)	0	健全	以下の所見が認められない
	1	出血あり	プロービング後 10～30 秒以内に出血が認められる
	9	除外歯	プロービングが出来ない歯 (例：根の露出が根尖に及ぶ)
	×	該当する歯なし	
歯周 ポケット (PD)	0	健全	以下の所見がすべて認められない
	1	4～5mmに達するポケット	プローブの黒い部分に歯肉縁が位置する
	2	6mmを超えるポケット	プローブの黒い部分が見えなくなる
	9	除外歯	プロービングが出来ない歯 (例：根の露出が根尖に及ぶ)
	×	該当する歯なし	

図2 WHO プローブによる測定基準



④口腔清掃状態・歯石の付着

- ・CPI の検査対象歯について、ほとんど歯垢の存在が認められない状態を「良好」とする。また、1 歯以上の歯の歯肉縁に歯面の 1 / 3 を超えて歯垢が認められる場合を「不良」とし、それ以外を「普通」とする。
- ・歯石の付着については、「なし」、「軽度（点状）あり」、「中等度（帯状）以上あり」とする。

⑤その他の所見

- ・楔状欠損、歯列、咬合、顎関節、口腔粘膜、根面う蝕の有無等について、さらに詳しい検査や治療が必要な所見が認められた場合は、その内容を該当欄に記載して医療機関の受診を勧める。

(3) 結果判定

○検査結果に基づき、以下のように判定する。

①異常なし

未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、
CPI 個人コードが歯肉出血 0、歯周ポケット 0 の者

②要指導

未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、
下記の項目に 1 つ以上該当する者
ア．CPI 個人コード＝歯肉出血 (BOP) 1、歯周ポケット (PD) 0 の者
イ．口腔清掃状態が不良の者
ウ．生活習慣や基礎疾患 (糖尿病を除く)、歯科医療機関等の受診状況等、
指導を要する者

③要精密検査

以下の項目に 1 つ以上該当し、さらに詳しい検査や治療が必要な者
ア・歯石の付着あり
イ．CPI 個人コード＝歯周ポケット (PD) 1 または 2
ウ．未処置歯あり
エ．要補綴歯あり
オ．糖尿病の治療を行っている (又は糖尿病の指摘を受けたことがある等)
カ．習慣的に喫煙している
キ．生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する者
ク．その他の所見あり：その他の所見で、さらに詳しい検査や治療が必要
な項目のある者

4 節目年齢歯科健診票の記載方法

結果については、以下に示す通り該当するコード、もしくはレ点または/を記載する。

(1) 現在歯・喪失歯等の状況

判定	健診票記載コード	結果票記載コード
健全歯	0	/
処置歯	1	○
未処置歯	2	C
欠損補綴歯	3	⊖
要補綴歯	4	△
補綴不要欠損歯	5	×

(2) 歯肉の状況

歯肉出血	記載コード
健全	0
出血あり	1
除外歯	9
該当歯なし	X
最大値	(あてはまるコード)

歯周ポケット	記載コード
健全	0
浅いポケット	1
深いポケット	2
除外歯	9
該当歯なし	X
最大値	(あてはまるコード)

※「該当歯なし」のコードはアルファベット大文字の「X」

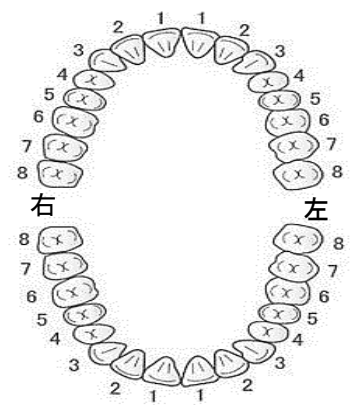
(3) その他

口腔清掃状態、歯石の付着、その他の所見、判定についてはあてはまる項目の前の□にチェックを入れる。

5 結果説明と指導

(1) 説明・指導の場の設定

節目年齢歯科健診では検査結果が即座に得られることから、結果の説明および口腔衛生指導は、健診当日に行うことを原則とし、以下に結果説明書を例示する。

熊本市節目年齢歯科健診 結果票		(令和7年度)
様	健診日	年 月 日
現在歯・喪失歯の状況  /: 健全な歯 C: 要治療のむし歯 O: 治療済みの歯 △: 入れ歯などの歯 △: 入れ歯などが必要な歯 ×: 喪失歯・欠損歯 口腔清掃状態 - 良好（歯垢がほとんど認められない） - 普通（1,3以外） - 不良（歯垢が1歯以上の歯の歯肉縁に歯面の1/3を超えて認められる） 歯石の付着 - なし - 軽度（点状）あり - 中等度（帯状）以上あり その他の所見 - 楔状欠損 - 歯列咬合不正 - 顎関節 - 粘膜 - 義歯不適合 - 未処置根面う蝕あり - その他 あなたの歯の数の合計 本		
結果の判定 ☐ 良い状態です ☐ 歯周病を疑う所見があります ☐ 詳しい検査や治療が必要な状態です 丁寧な歯みがきを続け、定期歯科健診を心がけてください。 ☐ 歯肉に軽い炎症があります。 ☐ 歯みがき方法について理解しましょう。 ☐ 歯石を取りに歯科医療機関を受診しましょう。 ☐ 歯周病と生活習慣や全身の病気との関連について理解しましょう。 ☐ 浅い歯周ポケットが認められました。 ☐ 深い歯周ポケットが認められました。 ☐ むし歯があります。 ☐ 歯が抜けたままになっています。 ☐ 生活習慣や基礎疾患等、さらに詳しい検査や治療が必要です。 ☐ その他の所見があります。		
生涯にわたって自分の歯で食べることができるように、80歳までに20本以上の歯を保ちましょう。歯が少なくなっている方も、今ある歯を大切に保つように努めましょう。（永久歯は、「親知らず」まですべて生えると32本です。）歯周病は、歯を失う主な原因であり、生活習慣病の糖尿病をはじめ、心臓病（狭心症・心筋梗塞等）、脳梗塞、関節リウマチ、内臓型肥満、早産・低体重児出産、肺炎等に深く関係していることも分かっています。健康を損なうことのないよう、今回の節目年齢歯科健診を機会に、かかりつけの歯科医を持ち、少なくとも年に2回は定期歯科健診を受けましょう。		
〔熊本市への連絡事項（健診後の予定）〕 - 定期健診について受診勧奨 - 当医療機関にて継続予定 - 他医療機関(歯科)を紹介(紹介先) - 他医療機関(医科)を紹介(紹介先)		歯科医療機関名 所在地 名称 電話番号 歯科医師名

○受診者の個人情報・健診結果は、個人を特定できないデータとして活用することをご了承ください。

(2) 結果の説明

結果の説明にあたっては、まず現在の口腔内がどのような状態であるかを受診者に具体的に知らせることが必要である。治療が必要な部位や歯肉の炎症等について、手鏡等を使用して受診者自身が確認できるようにすると効果的である。歯周病は自覚症状を伴わずに進行している場合も多いことから、ポケットの深さ等を WHO プローブ等で示しながら、病態や進行度について正しい理解が得られるように努める。

問診により、歯周病との関係が指摘されている基礎疾患や妊娠、生活習慣等が認められた場合は、その関係性について指摘し、必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行う。

表3に示すように、受診者の口腔内の状態が同世代の集団の中でどのような位置付けにあり、将来の歯の喪失等のリスクがどの程度であることを示唆することにより、受診者に対して、歯・口腔に関する生活習慣改善のための動機づけとする。

表3 一人平均現在歯数 (本)

年齢階級	総数	男	女
40～44 歳	27.9	28.4	27.6
45～49 歳	27.8	27.8	27.7
50～54 歳	26.4	25.8	26.9
55～59 歳	26.5	26.8	26.2
60～64 歳	24.8	23.5	25.9
65～69 歳	23.8	23.7	23.9
70～74 歳	21.0	20.0	21.7
75～79 歳	18.1	17.0	19.0
80～84 歳	15.6	14.8	16.3
85 歳～	14.0	13.5	14.5

出典：R4 年度歯科疾患実態調査（厚生労働省）

なお、このとき、適切な自己管理と専門的ケアによって、ナッジ理論を導入し、歯肉の炎症が改善した事例や長い期間歯を喪失せずに経過している事例等を紹介すると、歯周病に罹患している者や、すでに多くの歯を失ってしまっている者に対しても、励ましとして効果的である。

※ナッジ理論とは、ナッジとは「そっと後押しする」という意味の英語で、「人の行動は不合理だ」という前提のもとに、人間の行動を心理学・経済学の側面から研究する「行動経済学」の一つで、2017 年にノーベル経済学賞を受賞したことを皮切りに実社会での利用が始まったもので厚生労働省のホームページからダウンロードできる。

(3) 判定区分に基づく指導

検査結果を説明した後、表4「判定区分に基づく指導の要点の一例」を参考に判定区分に基づく口腔衛生指導を行う。

また、歯周病の予防・改善の指導は、治療を必要とする者も含めて受診者の大多数の者に必要と考えられる。

指導内容については、健康日本21（第二次）や第3次熊本市歯科保健基本計画の中で取り上げている事項、あるいは以下に示した「歯周病の予防・改善のための指導の目標例」を参考に、数項目程度を重点目標として具体的に絞り込み、住民に対して周知（提案）していけるようにすることが望ましい。

◆歯周病の予防・改善のための口腔衛生指導の目標例◆

○受診者全員

- 歯周病の病因や歯垢・歯石の為害性を知る。
- 歯周ポケットの為害性を知り、深い歯周ポケットの部位とその深さを自覚する。
- 歯周病の予防・改善における歯みがきの役割を理解する。
- 適切な自己管理と専門的支援により、多くの歯を80歳まで失わずに保持でき、自分の歯で食べることができることを理解する。
- 1日1回以上は時間をかけて歯みがきを行う。
- 受診者の生活習慣に応じて、歯みがきを行うタイミングを提案する。
- みがきにくい部位を知り、自身の口腔内にあった歯みがきができる。
- 補助的清掃用具や歯磨剤・洗口液等の使用方法や有効性を理解する。
- 歯肉の自己観察法を知り、自己観察を行う習慣を身につける。

○過去1年間に歯科健診（検診）を受診していない者

- かかりつけの歯科医をもち、少なくとも年1回以上、定期歯科健診（検診）を受ける意義を理解する。
- 「この健診（検診）を機会に受診及び定期歯科健診（検診）を始められませんか」と促すと、予約を取りやすい。
※ナッジ理論に基づき、具体的な「約束」をすることによって「約束」を守りたいという気持ちを利用して行動変容につなぐ。

○歯周病との関連が指摘されている基礎疾患を有する者

- 基礎疾患と歯周病との関連について理解する。

○たばこを現在及び過去に吸ったことがある者

- 喫煙等の生活習慣の歯肉への影響について理解する。

表4 「判定区分に基づく歯科口腔保健指導の要点の一例」

判定区分	診察所見	歯科口腔保健指導内容
異常なし	・CPI：歯肉出血0， 歯周ポケット0 ・未処置歯・要補綴歯・ その他の所見がない	受診者の状況に応じて、う蝕や歯周病などの歯科疾患に対する予防や歯や口腔の健康維持増進を図る情報や知識を提供することで、今後の気づきにつなげる。
要指導	・CPI：歯肉出血1， 歯周ポケット0 ・口腔清掃状態不良 ・生活習慣や基礎疾患（糖尿病を除く）、歯科医療機関等の受診状況等、指導を要する	・受診者の状況に応じて、う蝕や歯周病などの歯科疾患に対する予防や歯や口腔の健康維持増進を図る情報や知識を提供及び改善を必要とする日常生活については、改善につながるよう動機づけとなる指導をおこなう。 ・受診者の口腔内の状況が同世代の集団の中でどのような位置付けにあり、将来の歯の喪失等のリスクがどの程度であることを示唆することにより、歯・口腔に関する生活習慣への動機付けとする。 ・市町村で実施している歯周病に関する健康教育、健康相談への参加を促し、自己管理のフォローアップへつなげる。
要精密検査	・歯石の付着あり ・CPI：歯周ポケット1または2 ・未処置歯あり ・要補綴歯あり ・糖尿病の治療を行っている（又は糖尿病の指摘を受けたことがある等） ・習慣的に喫煙している ・生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する ・その他の所見あり（更に詳しい検査や治療が必要な場合）	・受診者の状況に応じて、う蝕や歯周病などの歯科疾患に対する予防や歯や口腔の健康維持増進を図るための目標を決め、改善を必要とする日常生活については、改善につながるよう指導をおこなう。 ・受診者の口腔内の状況が同世代の集団の中でどのような位置付けにあり、将来の歯の喪失等のリスクがどの程度であることを示唆することにより、歯・口腔に関する生活習慣への動機付けとする。 ・医療機関を受診するよう促す。

(4) 市への連絡事項に基づく指導

1. 定期健診（検診）について受診勧奨
2. 検査した歯科医療機関にて継続導予定
3. 他の歯科医療機関を紹介
4. 他の医療機関を紹介

(5) 歯科医療機関名について

健診を実施した医療機関コード及び健診実施施設名を記載する。

所在地、名称、電話番号、歯科医師名はスタンプでも可。（ただし医療機関コードにかからないようにする）

【熊本市への連絡事項（健診後の予定）】 ☐ 定期健診について受診勧奨 ☐ 当医療機関にて継続予定 ☐ 他医療機関（歯科）を紹介 ☐ 他医療機関（医科）を紹介	歯科医療機関名 医療機関コード <table border="1"><tr><td>4</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 所在地 名称 電話番号 歯科医師名	4	3						
4	3								

歯科コードの「3」は書かずに
機関コードを記入する

(6) 歯科治療への移行について

節目年齢歯科健診により歯科治療が必要と考えられる場合は、以下の内容を参考に円滑に歯科治療へ移行する。

1. 節目年齢歯科健診を実施し、その結果、別日に歯科治療を行う場合
⇒再診から開始
2. 節目年齢歯科健診を実施し、その後、新たな主訴により来院した場合
⇒初診から開始
3. 同日に歯科診療を受けた場合
⇒同一歯科医療機関では初診、再診とも算定不可

【同日歯科診療の説明例】

節目年齢歯科健診、結果説明、口腔衛生指導終了後、受診者から希望があり同日に歯科治療を行う場合、以下のような説明を行ったうえで保険診療を始める。

<説明例>

「熊本市の節目年齢歯科健診は終了しました。ご希望により、今から歯科治療を開始します。ここからは保険診療になりますので、お持ちの保険証を使って有料の歯科治療になりますがよろしいでしょうか？」

《注意》

本節目年齢歯科健診には、節目年齢歯科健診後の治療や精密検査は含まれない。

緊急を要する所見がない場合は、診療を別日に設定することを推奨する。

同日に歯科治療・精密検査を行う場合は、トラブルとならないよう、節目年齢歯科健診、結果説明、口腔衛生指導終了後に別料金での歯科診療になること、他の医療機関等でも受診が可能なことなどを説明し、受診者の了解と希望を確認のうえで行う必要がある。

6 節目年齢歯科健診票について

健診票は、熊本市および熊本市歯科医師会のホームページからダウンロードできます。

※健診票のサイズを変更してしまうと、熊本市にて自動読込処理ができなくなりますので、次の方法にて印刷してください。

《印刷方法》

ページサイズの設定において、「実際のサイズ」を選択して印刷(A4サイズ)

テキストまたは

熊本市節目年齢歯科健診票

【令和7年度以降】

あなたの受診
氏名
住所
1. 歯みがき
2. 歯間ブラッシング
3. 過去1年

印刷

プリンター(H): \\pw3pmtco02\2023-006012_ApeosPrintC355 プロパティ(P) 詳細設定(D) ヘルプ(H)

印刷数(C): 1 ☐ グレースケール(白黒)で印刷(V) ☐ インク/トナーを節約 ①

印刷するページ
☒ すべて(A) ☐ 現在のページ(U) ☐ ページ指定(G) 1

ページサイズ処理 ①
サイズ(S) ポスター 複数 小冊子
☐ 合わせる(F) ☒ 実際のサイズ
☐ 特大ページを縮小 ☐ カスタム倍率: 100 %
☐ PDFのページサイズに合わせて用紙を選択(Z)
☐ 用紙の両面に印刷(R)
向き:
☐ 自動 ☒ 縦 ☐ 横

文書: 216.3 x 305.9mm
210.02 x 297.01 3/3

注釈とフォーム(M)

7 問い合わせ先

	所在地	電話番号
熊本市健康づくり推進課 (熊本市口腔保健支援センター)	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2145
熊本市中央区保健こども課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2419
熊本市東区保健こども課	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9134
熊本市西区保健こども課	熊本市西区小島 2 丁目 7-1	096-329-1147
熊本市南区保健こども課	熊本市南区富合町清藤 405-3	096-357-4138
熊本市北区保健こども課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1128

熊本市節目年齢歯科健診票

【令和7年度以降】

あなたの受診番号		健診日		20		年		月		日																																					
氏名	ふりがな				生年月日		年		月		日																																				
住所	〒				熊本市		電話番号		()		1. 生活保護 2. 非課税																																				
1. 歯みがきは1日に何回しますか				6. たばこを吸ったことがありますか																																											
☐ 0回 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回以上				☐ 吸っている 歳から 本/日 ☐ 昔吸っていた 歳まで 年間 ☐ 吸ったことがない																																											
2. 歯間ブラシまたはフロスを使っていますか				7. 全身の状態であてはまるものはどれですか																																											
☐ 毎日 ☐ 週1回以上 ☐ 月1～3回 ☐ 使っていない				☐ 糖尿病 ☐ 関節リウマチ ☐ 内臓型肥満 ☐ 狭心症・心筋梗塞・脳梗塞 ☐ 妊娠 ☐ 高血圧 ☐ その他																																											
3. 過去1年間に歯科健診（検診）を受けましたか				8. 自分の歯や口について気になることはありますか																																											
☐ はい ☐ いいえ				☐ はい ☐ いいえ																																											
4. 食事は噛めていますか																																															
☐ 何でも噛める ☐ 噛めないものがある ☐ 噛めない																																															
5. お茶や汁物等でむせることがありますか																																															
☐ はい ☐ いいえ																																															
現在歯・喪失歯の状況																																															
医療機関の方へ：下枠内の数字で記入してください																																															
<table border="1"> <tr> <td>右</td> <td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> <td>左</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> </tr> </table>												右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左																		
右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左																														
0. 健全歯数		1. 処置歯数		2. 未処置歯数		現在歯数		3. 欠損補綴歯数		4. 要補綴歯数		5. 補綴不要欠損歯数																																			
口腔清掃状態（CPI対象歯）																																															
☐ 良好（歯垢がほとんど認められない） ☐ 普通 ☐ 不良（1歯以上の歯肉縁部に歯面の1/3を超えて歯垢が認められる）																																															
歯肉の状況（CPI対象歯）																																															
☐ なし ☐ 軽度（点状）あり ☐ 中等度（帯状以上）あり																																															
歯石の付着（CPI対象歯）																																															
☐ 良好（歯垢がほとんど認められない） ☐ 普通 ☐ 不良（1歯以上の歯肉縁部に歯面の1/3を超えて歯垢が認められる）																																															
その他の所見																																															
☐ 楔状欠損 ☐ 歯列咬合不正 ☐ 顎関節 ☐ 義歯不適合 ☐ 粘膜 ☐ その他（ ） ☐ 未処置根面う蝕あり																																															
判定																																															
☐ 異常なし ☐ 要指導 ☐ 要精密検査																																															
〔熊本市への連絡事項（健診後の予定）〕																																															
☐ 定期健診について受診勧奨 ☐ 当医療機関にて継続予定 ☐ 他医療機関（歯科）を紹介 ☐ 他医療機関（内科）を紹介																																															
歯科医療機関名																																															
医療機関コード																																															
所在地																																															
名称																																															
電話番号																																															
歯科医師名																																															

「レ点または数字で答えください」

熊本市節目年齢歯科健診 結果票

(令和7年度)

様

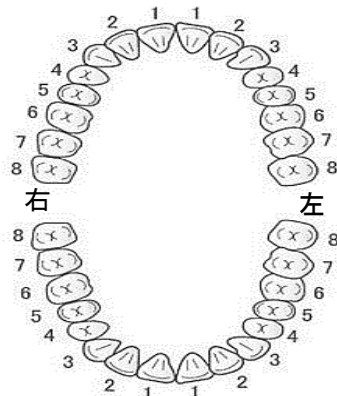
健診日

年

月

日

現在歯・喪失歯の状況



/ : 健全な歯 C : 要治療のむし歯
 ○ : 治療済みの歯 △ : 入れ歯などの歯
 △ : 入れ歯などが必要な歯 × : 喪失歯・欠損歯

口腔清掃状態

1. 良好 (歯垢がほとんど認められない)
2. 普通 (1.3以外)
3. 不良 (歯垢が1歯以上の歯の歯肉縁に歯面の1/3を超えて認められる)

歯石の付着

1. なし
2. 軽度 (点状) あり
3. 中等度 (帯状) 以上あり

その他の所見

1. 楔状欠損
2. 歯列咬合不正
3. 顎関節
4. 粘膜
5. 義歯不適合
6. 未処置根面う蝕あり
7. その他

あなたの歯の数の合計

本

結果の判定

☐ 良好な状態です

☐ 歯周病を疑う所見があります

☐ 詳しい検査や治療が必要な状態です

丁寧な歯みがきを続け、定期歯科健診を心がけてください。

- ☐ 歯肉に軽い炎症があります。
- ☐ 歯みがき方法について理解しましょう。
- ☐ 歯石を取りに歯科医療機関を受診しましょう。
- ☐ 歯周病と生活習慣や全身の病気との関連について理解しましょう。
- ☐ 浅い歯周ポケットが認められました。
- ☐ 深い歯周ポケットが認められました。
- ☐ むし歯があります。
- ☐ 歯が抜けたままになっています。
- ☐ 生活習慣や基礎疾患等、さらに詳しい検査や治療が必要です。
- ☐ その他の所見があります。

生涯にわたって自分の歯で食べることができるように、80歳までに20本以上の歯を保ちましょう。歯が少なくなっている方も、今ある歯を大切に保つように努めましょう。(永久歯は、「親知らず」まですべて生えると32本です。)歯周病は、歯を失う主な原因であり、生活習慣病の糖尿病をはじめ、心臓病(狭心症・心筋梗塞等)、脳梗塞、関節リウマチ、内臓型肥満、早産・低体重児出産、肺炎等に深く関係していることも分かってきています。健康を損なうことのないよう、今回の節目年齢歯科健診を機会に、かかりつけの歯科医を持ち、少なくとも年に2回は定期歯科健診を受けましょう。

[熊本市への連絡事項(健診後の予定)]

1. 定期健診について受診勧奨
2. 当医療機関にて継続予定
3. 他医療機関(歯科)を紹介(紹介先)
4. 他医療機関(内科)を紹介(紹介先)

歯科医療機関名

所在地

名称

電話番号

歯科医師名

○受診者の個人情報・健診結果は、個人を特定できないデータとして活用することをご了承ください。

①-1 介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。

裏表紙

表紙

【還付金詐欺に注意!!】

市役所の職員を名乗り、還付金の手続きについての電話が多数発生しています。市役所から電話にて還付金のご案内をすることはありません。このような電話があった場合は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症にかかる65歳以上の方の令和 年度介護保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の方の収入が一定程度以上減少した方は、介護保険料が申請により減免になる場合があります。詳しくは、各区役所の福祉課までお問い合わせください。

【審査請求等について】

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に取り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

熊本県介護保険審査会
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内
電話 096-333-2216

この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

料金後納
郵便

860-8618 郵便区内特別
熊本市中央手取本町
1番1号
熊本 太郎 様



000063

特別徴収(年金天引き)の方へ 【本算定】

令和 年度 熊本市介護保険料決定通知書

(お問い合わせ先)

この通知書や保険料賦課に関すること	
北区役所 福祉課 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238番1号 電話 096-272-1118	
介護保険課 電話 096-328-2347	

保険料の納付や還付金に関すること	
国 保 年 金 課 北区役所 区民課	電話 096-328-2270 電話 096-272-6900

20 c m
10.5 c m

○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

- ①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
 - ②青色・・・口座振替
 - ③茶色・・・代理納付（生活保護）ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。
- ①～③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

①-2 介護保険料決定通知書

令和 年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和 年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。 令和 年 7 月 2 7 日
つきましては、令和 年度分・令和 年度分(令和 年4月・6月・8月)の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

熊本市長

被保険者番号	0000000004
被保険者氏名	熊本 太郎
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定日	令和 年 6 月 2 5 日

※この通知書は、令和 年 6 月 2 5 日 時点の資格に基づいて作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に変更通知書を送付します。

令和 年度に納付する介護保険料額	56,784
------------------	--------

(期別保険料額)

月 期	保 険 料 額		普通徴収の納期限
	普 通 徴 収	特 別 徴 収	
4 月 期		7,500	
5 月 期			
6 月 期		7,500	
7 月 期			
8 月 期		10,584	
9 月 期			
10 月 期		10,400	
11 月 期			
12 月 期		10,400	
1 月 期			
2 月 期		10,400	
3 月 期			
小 計		56,784	
合 計		56,784	

(年金天引き日)

世帯欄が「非課税」であるかを確認

保険料の算定		あなたの所得段階は 3 段階です	
保 険 料 算 定 期 間	月 数 ①	所 得 段 階	保 険 料 年 額 ②
R . 4 ~ R . 3	12	3	56,78
③ 減 免 額	④ 保 険 料 積 算 額 ②×①=12		確 定 保 険 料 額 ④-③
0	56,78		56,78

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。4

賦課の根拠

世 帯	本 人	合 計 所 得 金 額 公的年金等収入金額
非課税	非課税	274,84 1,474,844

- ・所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- ・「世帯」とは、原則として、4月1日現在での住民基本台帳(住民票)の世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。)

令和 年度 介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和 年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようになります。
(令和 年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和 年度特別徴収額(4月)	10,400
令和 年度特別徴収額(6月)	10,400
令和 年度特別徴収額(8月)	10,400

特別徴収額の平準化のため、6月・8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1～5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業収入等全ての収入)が減免基準額を超えない方。
2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5. 介護保険料の滞納がない方。

- また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合、世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業や債務返済のために売却した場合、居住用財産を売却し、前後1年以内に新たな居住用財産を取得した場合等は、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

10 c m

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号

熊本 太郎 様

算定日 令和 年 6月25日



63

0001071202202200000000000410506000000000409

この納付書は令和 年(年)5月31日まで使用できます。(ただし、郵便局については納期期限内に限りです。)この通知書と行き違いで資格等に変更が生じていた場合は、翌月以降に変更通知書を送付します。

※この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

令和 年度対象分 介護保険料明細書

被保険者番号 00000000004

被保険者氏名 熊本 太郎

(保隆料算定基礎)

決定理由 当初賦課（本算）

	保 險 料 算 定 期 間	月数 ①	所得 段階	保 險 料 年 額 ②	保 險 料 積 算 額 ②×①÷12
(A)	R 4 ~ R 3	12	2	28,800	28,800
(B)	減 免 額				0
	確 定 保 險 料 額 (A - B)				28,800

【保険料の算定】

あなたの保険料所得段階は、令和 年中の所得状況などをもとに算定した結果、 段階となります。

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
非課税	非課税	985,918

あなたの所得段階は

段階

③ 介護保険料納入通知書

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号

熊本 太郎 様

令和 年 7月27日

熊本市長



世帯欄が「非課税」であるかを確認

介護保険料 納入通知書

介護保険料額が次の通り決定しましたので通知します。

令和 年度 (令和 年度賦課分)

被保険者番号 000000005 被保険者氏名 熊本 太郎

賦課の根拠		合計所得 年金収入	所得段階
世帯	本人		
非課税	非課税	0	第 段階

年間保険料	円
仮徴収額	24336 円
差引保険料	24336 円

これまでの保険料納付等	
徴収方法	普通徴収
特別徴収 義務者	公立学校共済組合
特別徴収 対象年金	遺族共済年金

これからの保険料納付等	
徴収方法	普通徴収
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

期別保険料額		保 険 料		普通徴収の場合の 納 期 限	
月		特別徴収	普通徴収		
4月				令和 年 5月 2日	
5月	13 500			令和 年 5月 31日	
6月				令和 年 6月 30日	
7月	10 836			令和 年 8月 1日	
8月				令和 年 8月 31日	
9月				令和 年 9月 30日	
10月				令和 年 10月 31日	
11月				令和 年 11月 30日	
12月				令和 年 1月 4日	
1月				令和 年 1月 31日	
2月				令和 年 2月 28日	
3月				令和 年 3月 31日	
計		24 336			
合 計		24 336			

保険料算定の基礎

期 間	段階	月数(前半:後半)	基準額	保険料額	金 融 機 関 名	
4月～ 3月	01	12	24 336	24 336	種別	口座番号
					**	*****
					口座名義人	

合 計				24 336		

問い合わせ 北区役所 福祉課
熊本市北区植木町岩野238番1号

TEL: 096-272-1118

(審査請求等について)

この処分が不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本県介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218)

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)

ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号

5

④ 介護保険料額変更通知書

862-0970
熊本市中央区

郵便区内特別

令和 年 7月19日

熊本

様

納付方法によっては「兼特別徴収
中止通知書」、「特別徴収を中止
し」という文言がありません。

|||||

介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書

見 本

令和 年度分の介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり
変更しますので通知します。

令和 年度 (令和 年度賦課分)

増 () ・ 減 ()

被保険者番号

変更理由 転出

被保険者氏名

変更年月日 令和 年 7月16日

賦課区分

	世 帯	本 人	合計所得 年金収入	所得段階
変更前	非課税	非課税	0 436,667	第1段階
変更後	非課税	非課税	0 436,667	第1段階

世帯欄が「非課税」であることを確認

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、
年金からの特別徴収となります。

算出保険料	23,040 円
減免額	23,040 円
年間保険料	0 円
既通知済額	23,040 円
差引保険料	-23,040 円

これまでの保険料納付等

徴収方法	特別徴収
特別徴収	厚生労働大臣
義務者	
特別徴収	老齢基礎年金
対象年金	

これからの保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収	
義務者	
特別徴収	
対象年金	

期別保険料額

月	変更前保険料		変更後保険料		普通徴収の場合の 納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月	9,400		0		
5月					
6月	9,400		0		
7月					
8月	100		0		
9月					
10月	1,540		0		
11月					
12月	1,300		0		
1月					
2月	1,300		0		
3月					
過年					
過々年					
計	23,040		0	0	差引増減額
合計額	23,040		0	0	-23,040

金融機関名		種 別	口座番号
口座名義人			

保険料算定の基礎

変 更 前					変 更 後					
期 間	段階	月数	基 準 額	算出保険料	減免額	段階	月数	基 準 額	算出保険料	減免額
4 月 ～ 3 月	01	12	23,040	23,040	0	01	12	23,040	23,040	23,040
変更前期間 4 月 ～ 3 月					保険料額					保険料額
					23,040					0

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2311

(審査請求等について)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本県介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218)

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

通知書番号

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。